

目次

提出期限日

D ブース管理規程

D1 ブース設計規程

重要 1. ブースの規格・高さ

重要 2. 基礎壁面/パネルの概要

重要 3. ブース設計の重要ポイント

4. 出展製品の高さ制限超過

該当

9月6日

5. 天井構造

該当

9月6日

6. 二階建て構造

該当

9月6日

7. 天井吊り構造

該当

9月6日

8. ユニバーサルデザイン

D2 ブース設営規程

重要 1. 装飾会社登録

必須

8月27日

2. PL法対策/ピクト

3. 床面工事

該当

9月6日

4. 展示装飾用資材の防災規定/アドバルーン

重要 5. 電気供給

必須

9月13日

6. グリーン電力証書のお申込みについて

9月30日

D3 製品展示/デモ実施規程

重要 1. 禁止事項

2. 天井照明

3. 音量規制・著作権処理

4. 無線LANの使用について

5. UHF帯の展示・実演

該当

9月6日

D4 ブース運営規程

1. 危険物の取り扱い

該当

9月6日

2. 景品等の配布に関するガイドライン

3. 注意事項

ブース設計規程

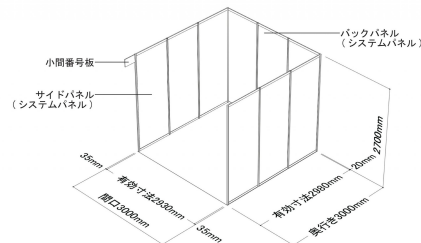
D1

1. ブースの規格・高さ

ブースの規格・高さ

(1) スタンダードブース 1ブース～18ブース(一列～四列ブースの規格)

- ① 1ブース(小間)の規格: 間口3m×奥行3m
- ② 背面となる面のバックパネルおよび他社と隣接する面のサイドパネルを基礎パネルとして設置します。
なお、角ブースの通路側のシステムパネルと、独立ブースとなるブースにシステムパネルは設置しません。
- ③ 床面カーペット(敷詰め)、社名板、その他部材、装飾、社名掲示は必ずご用意をお願いいたします。その他装飾も必要に応じてご手配ください。
別途ご案内の各種パッケージブース、レンタル備品をご利用いただくことも可能です。
- ④ 1～18ブースで出展の場合は、ブースの1辺～3辺が他社と接する場合があります。

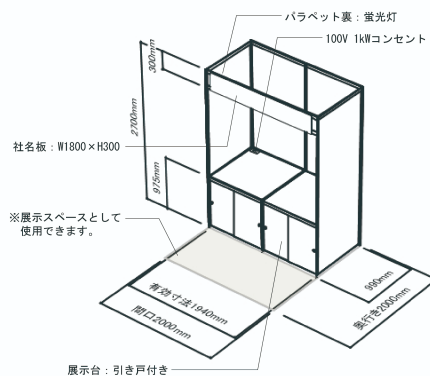


(2) 20ブース以上(ブロックブース)、ダイヤモンドパートナー

- ① ブロックブースの規格は1ブースの面積を9m²とします。
- ② ブース寸法は、9m²×ブース数分の総面積より間口:奥行を2:1から1:1の範囲とし、ブース位置選択会にあわせブース割図面に記載します。
- ③ 出展者は、指定のスペースに対してカーペット等を設置し、来場者が通路とブースの境界線を視認できる施工をしてください。

(3) スモールパッケージブース

- ① 1ブースの規格: 間口2m×奥行2m×高さ2.7m
- ② 装飾仕様
 - ・ 展示台(奥行990mm×高さ990mm 下部収納付)
 - ・ 基礎壁面
 - ・ 社名カッティングシート
 - ・ 社名掲出用パラペット(幅300mm)
 - ・ 一次側幹線工事及び電気使用料(1kW まで無料)
 - ・ コンセント(容量1kWまでの単相100V 電源)
 - ・ LEDシームレス
- ③ 1社につき、申込数は2ブースを上限とします。



(4) 高さ制限

ダイヤモンドパートナー、プラチナパートナー、ゴールドパートナー、ブロンズパートナー、スタンダードブースの各プランにおける出展ブース及び装飾物の高さ制限は、基礎パネルの高さを2.7mとして、以下の範囲での高さ超過が認められます。

①ダイヤモンドパートナー

全面高さ6mまで使用可能です。

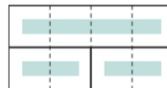
また、高さ6m以下での吊構造が可能です。

吊構造の設置に際しては幕張メッセ会場躯体の確認・調整が必要です。

②プラチナパートナー

- 2.7m以下
- 3.6m以下
- 6.0m以下

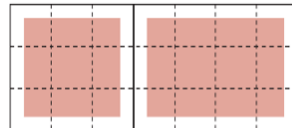
■一列ブース



■二列ブース



■三列・四列ブース



■20ブース以上



- 参加スペースが180㎡以下の場合
1mセットバックした部分は、高さ6mまで使用可能。
また、高さ6m以下での吊構造が可能です。
吊構造の設置に際しては幕張メッセ会場躯体の確認・調整が必要です。
- 参加スペースが180㎡以上の場合
全面高さ6mまで使用可能です。
また高さ6m以下での吊構造が可能です。
吊構造の設置に際しては幕張メッセ会場躯体の確認・調整が必要です。

③ゴールドパートナー

通路および基礎パネルより1mセットバックした部分は、高さ6mまで使用可能。

④ブロンズパートナー

通路および基礎パネルより1mセットバックした部分は、高さ3.6mまで使用可能。

⑤スタンダードブース

- 参加スペースが一列・二列ブース(1、2、3、4、5、6、8、10、12ブース)の場合
通路および基礎パネルより1mセットバックした部分は、高さ3.6mまで使用可能。
- 参加スペースが三列・四列ブース(9、12、15、16、18ブース)の場合
通路および基礎パネルより1mセットバックした部分は、高さ6mまで使用可能。

※団体出展において申込ブース数が二列ブース形態で20ブース以上となる場合は、三列・四列ブースの高さ制限を適用。

- 参加スペースが20ブース(ブロックブース)以上の場合

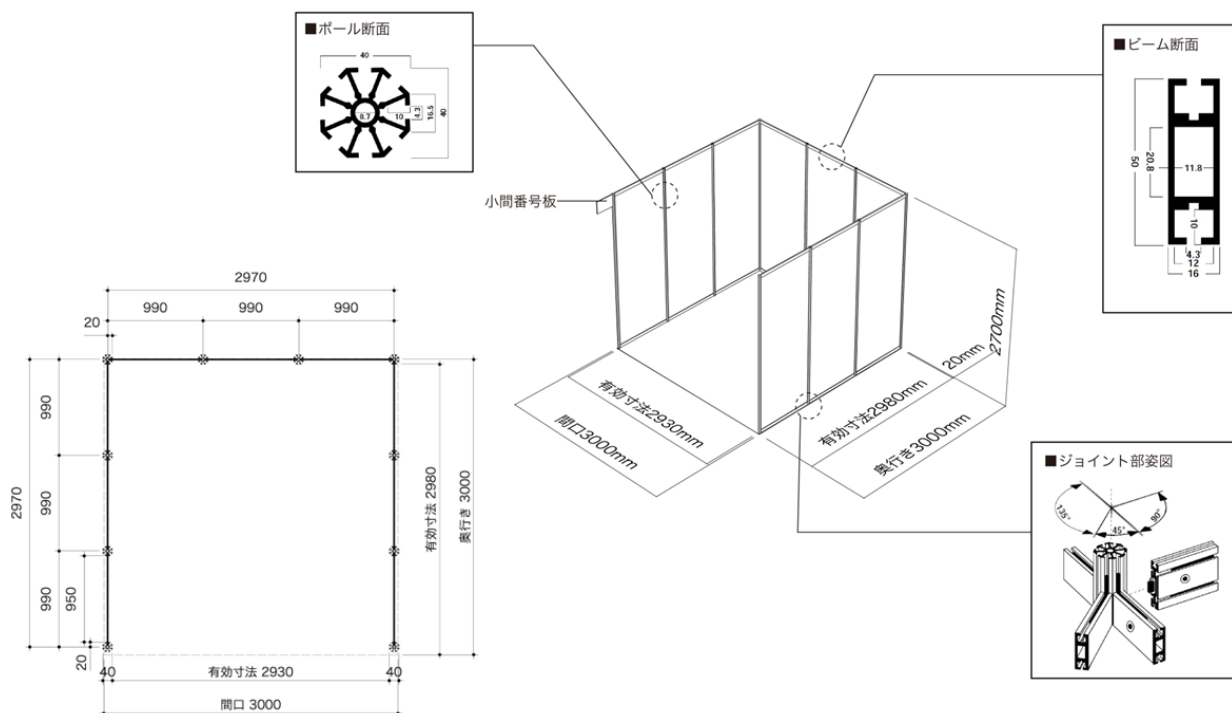
全面高さ6mまで使用可能です。ブロックブースについては高さ6m以下での吊構造が可能です。なお、吊構造の設置場所は、会場躯体の確認調整が必要です。

出展物および装飾物の高さの制限は上記のとおりとします。ただし、出展物の特性上高さが制限を超える場合は、後日、CEATEC 運営事務局に「出展製品の高さ超過申請書」とブース設計図(平面図・立面図)を提出し、実行委員会の許可を受けてください。この場合、出展物は自社ブース内(通路および基礎パネルより1m セットバックした部分)に展示することとし、通路上の空間等にはみ出すことはできません。高さ超過の許可を受けた出展物に関しては機材の原状で出展するものとし、社名・製品名等の装飾を施すことを禁止します。

2. 基礎壁面パネルの概要

基礎壁面パネル

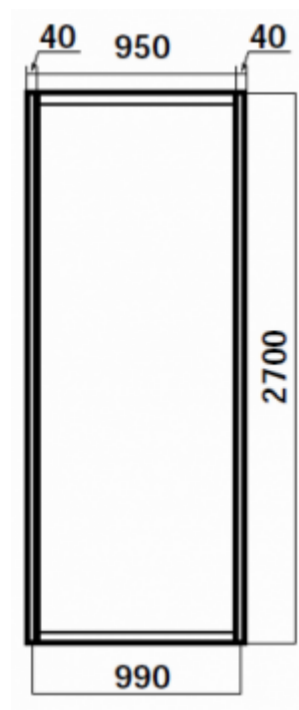
ブースの背面あるいは、側面に隣接するブースがある場合に、隣接ブースとの境界線を基礎壁面パネルにより間仕切いたします。
基礎壁面パネルにはシステムパネルを使用します。なお、他社に隣接しない側面(角ブースの通路等)には基礎壁面パネルを設置いたしません。
ただし、出展者が独自もしくは出展者の依頼によって事務局が有料で設置することができます。



■基礎壁面パネル

(システム壁面パネル)サイズ

- 基礎壁面パネルの色は白、ポール・ビームの色はシルバーです。
- 基礎壁面パネルにピンや釘等を打ち込むことはできません。
ポスターやパネル等を掲示される場合は、面ファスナー付きの両面テープ等
をご使用ください。
撤去時には貼ったテープ類は糊残りのないようにすべて剥がしてください。
レンタル備品でもパネルの掲示の際に必要なチェーンフック、マジックテー
プを取り扱っております。
ご希望の場合は(株)フジヤまでお申してください。
- 基礎壁面パネルはレンタル品のため、破損があった場合は弁償費用として
¥21,450(消費税込)をご請求させていただきますので、予めご了承ください。



3. ブース設計の重要ポイント

ブース設計 重要

展示・実演に関わる全ての行為は自社ブース内で行うこととします。特に下記の内容に違反した場合、実行委員会または事務局である一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会より改善要求をいたします。改善されない場合は、出展を中止させていただく場合があります。

1. 安全対策 重要

- ① トラス等の構造柱の転倒防止のため、床への固定に際してはアンカーボルトを1箇所につき4本以上打設してください。
- ② システムパネル(オクタノルム)の設置に際しては、帆立補強、コーナー部に対するビーム補強、ウェイトの設置等で転倒防止策を講じてください。
- ③ 独立什器には、壁面または床面への固定等による転倒防止策を講じてください。
- ④ 映像モニタやスピーカ、チャンネル文字、照明器具、その他高所に設置する施工物の取り付けに際しては、ボルト固定やワイヤー等での落下防止策を講じてください。

2. 隣接他社への動線 重要

独立ブースの設計に際しては、緊急時の避難導線の確保のため、通路に隣接する面の1/3は開放部を設けて設計してください。

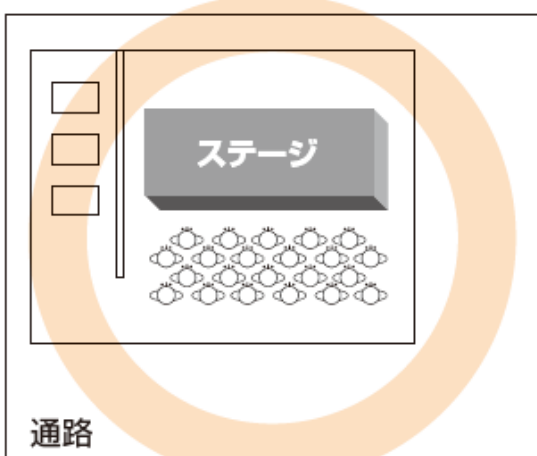
3. ステージならびに映像装置の設置 重要

ブース内に製品プレゼンテーション等を行うためのステージならびに映像装置を設置する場合は、来場者が通路に滞留しないよう、必ずブース内に来場者を収容する十分な視聴スペースを確保してください。

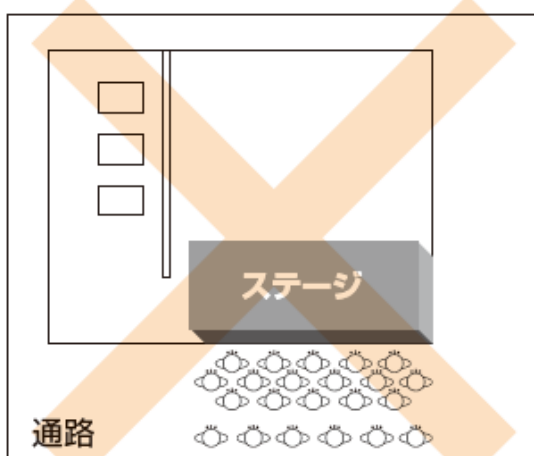
また、ステージならびに映像装置の設置高さによる来場者の視野角と適正な視聴距離にも十分ご配慮ください。

なお、会場で問題が発生した場合、改善を要求する場合があります。

良い例



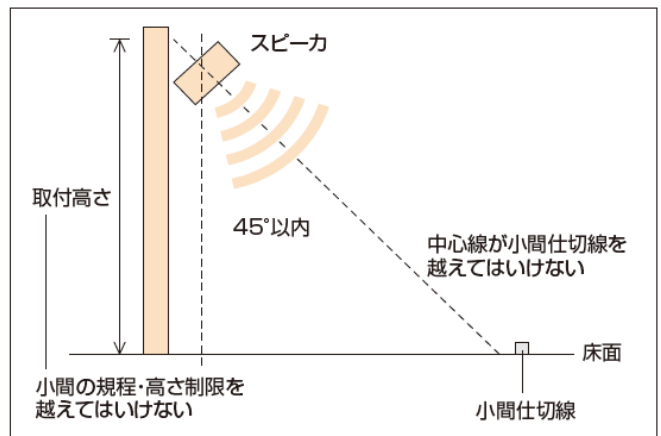
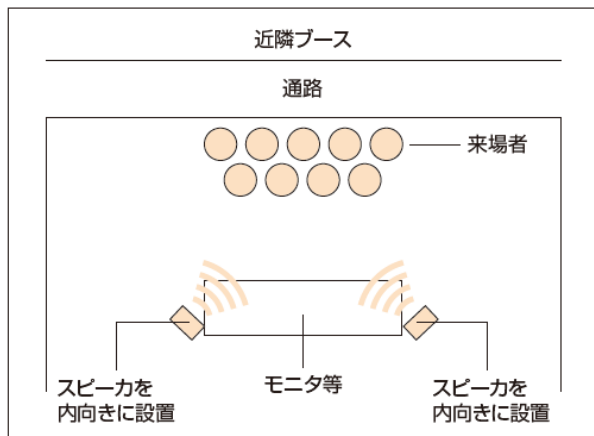
悪い例



4. スピーカ設置位置の制限 重要

スピーカ等の拡声装置を、近隣ブースに対して正面に向けることを禁じます。

必ず、通路に対して正面より内向きになるように設置してください。また、壁面や造作柱にスピーカを設置する場合は、スピーカの中心軸を下向きに45度以内とし、かつ自社のブース仕切線を越えないこととします。



5. ブース外スペースの使用禁止

- ① ブース周囲の通路に来場者を多数滞留させることはできません。ステージ等を設置する場合は、ブース内に来場者を収容して見学できるような、ブース設計を行ってください。
- ② ブースの規格外に出て、来場者の誘引、来場者に対するアンケート行為およびこれに類する行為はできません。
- ③ ブース周囲の通路およびブース規格外の空間を利用したプレゼンテーション行為は一切禁止です。また、ブース周囲の通路およびブースの裏側を利用した出展者物、装飾物、カタログ、備品、植木、梱包材等の設置や来場者の待機列の設置はできません。
- ④ 照明を通路や会場壁面または天井等へ投影する行為は禁止します。

6. ブーススペース境界線

ブーススペースに対して、カーペット等の設置により来場者が通路と境界線を視認できるような施工をするようご配慮ください。

4. 出展製品の高さ制限超過

該当

出展物の高さが制限を超える製品を出展する場合、高さ超過製品の位置・高さ等を記載した設計図(平面図と立面図)を添付のうえ、「**出展製品の高さ超過申請書**」<No.7>に必要事項をご入力の上**9月6日(金)**までに、一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会宛にお申し込みいただき、CEATEC実行委員会の許可を受けてください。

この場合、出展物は自社ブース内で展示することとし、通路上の空間等にはみ出すことはできません。高さ超過の許可を受けた出展物に関しては、機材の原状で出展するものとし、機材を目立たせる目的等の装飾を施すことを禁止します。

展示物の性質ならびに実演の都合上、遮光・遮音等の措置を施す必要がある場合に限り、所轄消防署の承認を受けた範囲内で、防災処理された暗幕等で天井を設置することができます。

なお、会場内において直射日光は遮光できますが、間接光や天井灯が反射する恐れがありますので留意ください。

天井を設置される場合は、面積に関わらず、平面図と立面図、施工図面を添付のうえ、「**天井構造申請書**」〈No.8〉に必要事項をご入力 of のうえ**9月6日(金)**までに株式会社幕張メッセ宛にお申し込みください。なお、図面の作成が遅れる場合は、**9月6日(金)**までに「**天井構造申請書**」〈No.8〉のみを株式会社幕張メッセ宛に必ずご提出頂き、天井構造の有無をお知らせください。

設計・施工に当たっては以下の内容を遵守してください。

構造

- ① 天井が重複する構造(二重天井)は一切設置できません。
- ② 装飾に使用する素材は全て防災処理されたものになります。装飾素材には必ず**防災ラベル**を貼付してください。
- ③ 平面図(天井部分の場所及び面積を図示したもの)と立体図(天井部分と周囲の壁等を把握できるように図示したもの)をご提出ください。また、天井部分が防災素材使用の旨を明記してください。

消防・避難用設備等

- ① 消火器は10型以上のものをご使用ください。
- ② 自動火災報知設備(煙感知器)の設置が必要な場合があります。その場合は、業務用の自動火災報知設備を設置し、必ず設置届(設置試験結果記載のもの)を事務局に提出してください。なお、家庭用の煙感知器は自動火災報知設備とは認められません。
- ③ 面積や形状によっては避難口及び避難口誘導灯(自光式)が必要になる場合があります。

二階建て構造とは上層部において人の往来があり、床からの高さが2.1m以上の重層構造となる構造物をいいます。ただし、ブース造作において2.1m以下であっても下層を通路、出展物の展示、控室等で使用する場合は二階建て構造物とみなします。

二階建て構造物の設置については、所轄消防署の承認が必要となります。

二階建てを設置される場合は、施工図面を添付のうえ、「**二階建て構造申請書**」〈No.9〉に必要事項をご入力の上**9月6日(金)**までに株式会社幕張メッセ宛にお申し込みください。

なお、図面の作成が遅れる場合は、9月6日(金)までに「**二階建て構造申請書**」〈No.9〉のみを株式会社幕張メッセ宛に必ずご提出頂き、二階建て構造の有無をお知らせください。

設計・施工に当たっては以下の内容を遵守してください。

設置適用ブース

二階建て構造物を設置できるのは、15ブース(135㎡)以上の出展者のみとします。

二階の床面積

二階の床面積の上限は展示面積の2分の1までといたします。(最大=500㎡ ※スロープ面積含む)

二階建て構造の高さ

展示物・装飾物の高さはブースの規格同様、6m以下となりますので、二階建て構造物においても6m以内で設置してください。

二階の使用内容

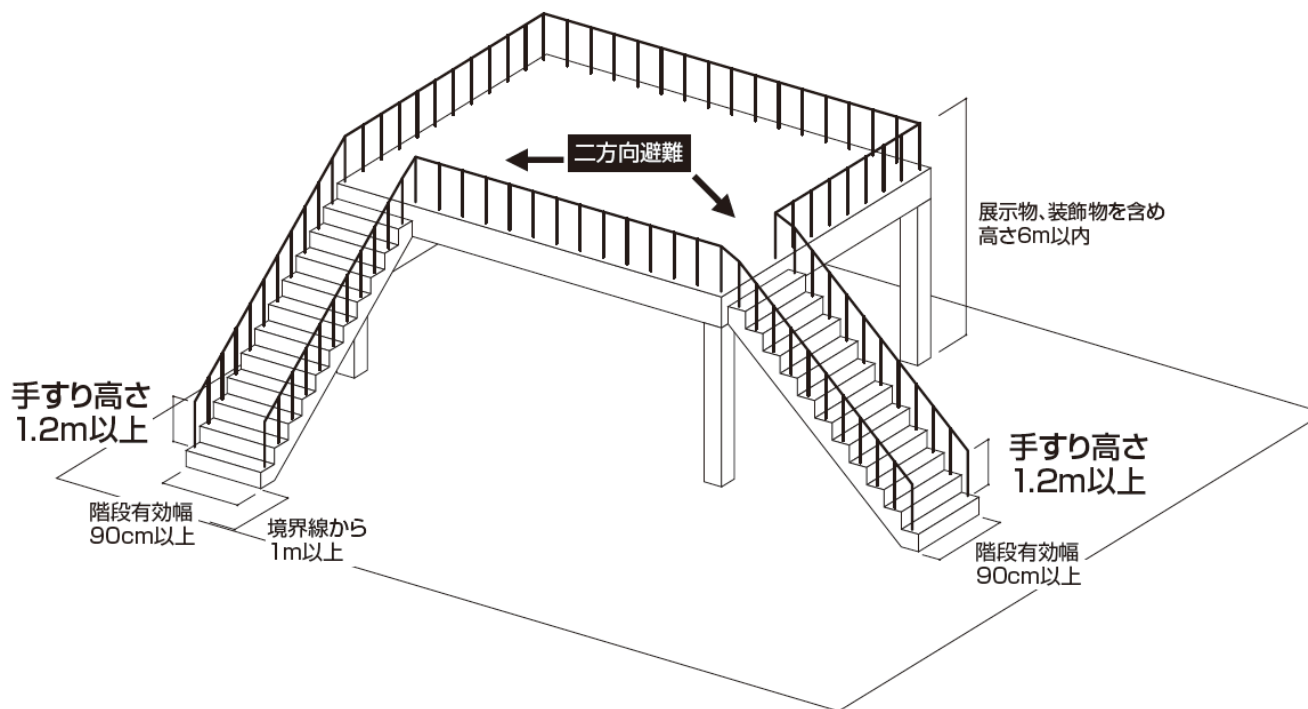
二階部は製品展示、商談室、控室、オペレーションルーム等としてご利用ください。二階部は、通路との境界線から内側に、最低1m離して設置してください。ただし、二階部から一階部の来場者に対してのデモンストレーションは禁止します。

設計

二階建て構造物の設計にあたっては、二階部分の荷重計算(最大人員の想定を含む)を行い、下図を参考に行ってください。

ただし、二階建て構造の箇所には、天井構造の設置はできません。

- ① 構造は鉄骨(アルミトラスも可)とし、二階部分の荷重に加え、大きな地震による地震時荷重を考慮した安全な構造設計としてください。
- ② 構造計算については、事務局に計算資料を提出してください。なお、設計の条件設定は出展者各位の責任において実施するものとします。
※構造計算資料の提出が、事務局による安全性を保障するものではありません。
- ③ 提出書類「二階建て構造申請書」には、構造設計者欄を必ずご記入ください。
- ④ 90cm以上の通路を二方向以上、設置してください。



消防・避難用設備等

二階建て構造物には、以下の内容に従って消防用設備等を設置してください。

- ① 二階建て構造物には自動火災報知設備および消火設備を設置してください。また、二階には必ず消火器(10型)を設置してください。
- ② 自動火災報知設備(煙感知器)を設置する際は、必ず設置届(設置試験結果記載のもの)を事務局に提出してください。なお、家庭用の煙感知器は設置できません。
- ③ 自動火災報知設備(煙感知器)は一階の天井面150㎡につき1箇所以上設置してください。但し、60cm以上の下がり壁等で仕切られた場合は、その空間毎に1個以上設置してください。
- ④ 二階の床面積が200㎡を超える場合は、二階部分に設置する自動火災報知設備(煙感知器)は、総合管理センターと直結するよう施工してください。その他消火設備等の設置指示がある場合もありますので、8月上旬までに株式会社幕張メッセまでご相談ください。
- ⑤ 消防法の防災表示制度により展示用合板、繊維板、カーペット、カーテン、テーブルクロス類、のぼり旗には[防災ラベル](#)が貼付されたもの以外は使用を禁止されております。
- ⑥ 二階の床面積が100㎡以上のときは、防火管理者(有資格者)をブース内に配置してください。

天井吊り構造とは、会場の躯体天井を利用して、天井からチェーンにより装飾物を吊り下げた状態でブースを施工し展示する方法です。天井吊り構造を設置される場合は、構造重量計算書・平面図・立面図を添付のうえ、「**天井吊り構造申請書**」〈No.10〉に必要事項をご入力の上**9月6日(金)**までに株式会社幕張メッセ宛にお申し込みください。

なお、構造重量計算書・図面の作成が遅れる場合は、**9月6日(金)**までに「**天井吊り構造申請書**」〈No.10〉のみを株式会社幕張メッセ宛に必ずご提出頂き、天井吊り構造の有無をお知らせください。

設置適用ブース

天井吊り構造を設置できるのは、20ブース(180㎡)以上の出展者のみとします。

広さ制限

ブースの内側から垂直線以内といたしますが、広さ制限以内であっても、会場の放水銃の位置により、吊り構造の位置の変更をお願いする場合があります。

吊り元制限

吊り元は、原則ガセットプレートのみです。やむを得ずそれ以外の場所(大梁等)に設置を希望する場合は、8月上旬までに株式会社幕張メッセへご相談ください。なお、重量によっては計画の変更をお願いしますので、必ず株式会社幕張メッセの指示に従ってください。

重量制限

一つの吊り物用ガセットプレートの重量制限は、450kg以内までです。提出する図面に、各ガセットプレートに掛かる重量を明示した図面及び各点の重量計算表を添付してください。なお、吊り構造の総重量を吊り点数で割った図面等では設置の許可は一切できません。

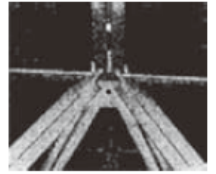
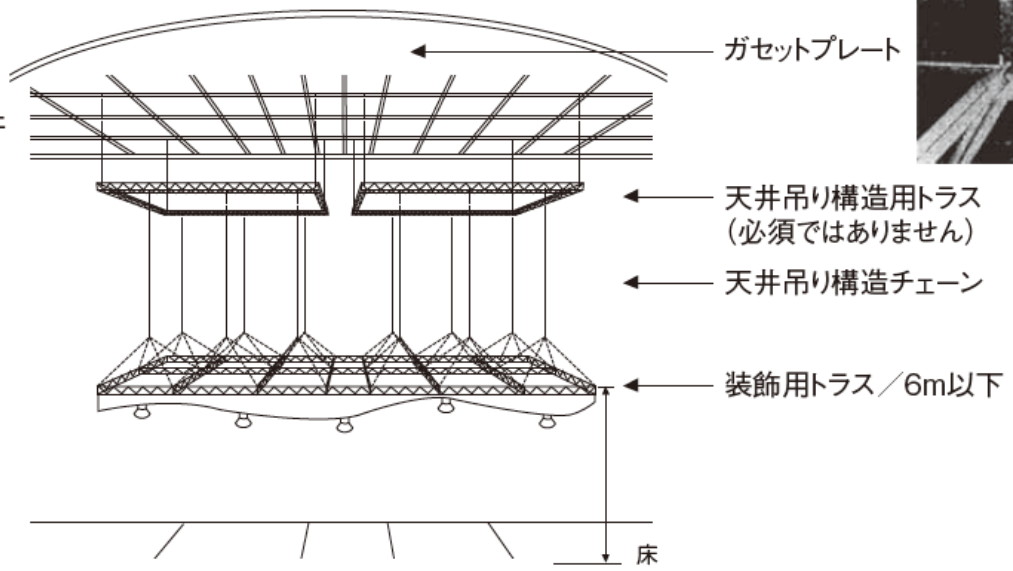
高さ制限

装飾物とみなされるもの(金物造作物、木工造作物、サイン、照明器具、スピーカー、バナー、布など)は、高さ制限同様6m以下で収めてください。ただし、吊り構造トラス、チェーンモーターボックスは高さ制限外としますが、周囲の出展者の見通しを妨げない位置に設置してください。また、装飾用トラスを吊るためのチェーンは、安全のために、装飾用トラスの上、約1メートル以内で設置してください。また、計画変更にかかる関連費用は各社でのご負担となります。

その他の制限とご注意

- ① 装飾用トラスについては細かく分断せず、一体の構造になるよう設計してください。
- ② 装飾用トラスについては、地震の横揺れによる損壊を防ぐよう配慮し、床から建ちあがる装飾物が結合されて固定されないようにしてください。
- ③ 装飾用トラスへ床から渡るケーブル等の配線については、地震の横揺れによる断線を防ぐよう配慮し、ゆとりを持たせて設置してください。
- ④ 装飾用トラスに映像モニターやスピーカ・チャンネル文字・照明等を取り付ける場合は、ボルト固定やワイヤー等で落下防止策を講じてください。
- ⑤ トラスなどの部材の色については、目立たない黒やグレーのみを使用してください。
- ⑥ 天井吊り構造工事の作業中および会期中に天井吊り構造が原因で発生した事故については、天井吊り構造ブースを設置した出展者が、全ての責任を負うものとします。
- ⑦ ブース位置を選定する際に事務局より提示する展示レイアウトに天井吊り構造が可能なエリアを明示します。天井吊り構造可能エリア外を選択いただき、天井吊り構造を行った際に発生した費用等は該当の出展者にてご負担頂きます。

幕張メッセ天井



8. ユニバーサルデザイン

これまでCEATECでは、展示会の存在意義を追求し常に質の高いサービスを提供できるよう、来場者の意見・要望を収集し包括的な満足度向上に努めてまいりました。

今後も、複合展示会として幅広く多くの分野にわたって参加を期待するとともに、多くの方々に誰でもが楽しめる展示会のあり方に対して、積極的に取り組んでまいります。

出展者各位におかれましても、ブース内での設計や運営をご検討いただく際には、是非下記の件について念頭に入れたうえで、ご検討いただきますようご理解、ご協力賜りますと幸いです。

ユニバーサルデザインに関するお願い

- ① ブースレイアウト・造作
 - 車いすの来場者も考慮した、ゆとりのある配置・動線計画
 - 来場者の障害となりうる段差や勾配を極力設けない、移動しやすいブース設計
 - 展示物の配置や、パネル掲出時の配慮
 - 十分な視認性を確保したサイン計画
 - 展示サイン・パネルの多言語化
- ② 接客サービス・マナー
 - からだの不自由な来場者に対しての説明員の配慮
 - 音響機器のボリューム・方向性の配慮
- ③ 情報のユニバーサルデザイン
 - 情報提供手段の多角化

全ての来場者がより快適な時間を過ごしていただくために、ご協力をお願いいたします。

重要

D2

ブース設営規程

1. 装飾会社登録

必須

提出書類

No.2 

申し込み締切

8月27日

装飾会社の登録

出展者が独自に装飾会社と契約し、施工を委託する場合には「**装飾会社登録申請書**」〈No.2〉に必要事項をご入力の上、**8月27日(火)**までに株式会社フジヤ宛にご提出ください。

この登録書によって登録された会社は、CEATECの出展者マニュアルに定める内容を全て把握し、遵守することを前提といたします。ご確認のため全出展者にご提出をお願いしております。

- ※ CEATEC出展者マニュアルに掲載された**パッケージディスプレイ(E-2 1参照)**をお申込の出展者については、担当施工会社より「**装飾会社登録書**」が提出されますので、ご提出の必要はございません。
- ※ 自社で施工する場合は、出展者名を装飾施工会社の欄にご記入の上ご提出ください。

事務局ではPL法対策として次の対応をお勧めいたします。

安全表示・警告表示

展示ブースの安全設計の徹底と、ディスプレイに対する適切な安全表示・警告表示をお勧めいたします。

安全表示・警告表示のピクトサインは、出展者専用サイトより、ダウンロードすることができます。

安全・警告表示のピクトサインを表示する場合は、清刷りを使用し、下記のカラーコントロールに従い表示してください。

赤 色	大日本インキ DIC 157
黄 色	大日本インキ DIC 165
ス ミ	K 100 %

※指定以外はスミベタ



黄色(ケイアタリ)

(赤/ケイアタリ)

(スミ)

バック (白)

バック (黄)

和文 (スミノセ)

英文 (赤)



使用環境の描写

製品の展示については、その製品の実際の使用環境に近い展示・演出を基本にディスプレイし、「過度な期待」や「優良誤認」等を与えないよう留意してください。

なお、実際の使用環境と違う展示については、その旨を表示することをお勧めいたします。

展示会場では、機械や資材を固定するため床面にアンカーボルトを打設することができます。

床面工事を行う場合は、使用本数・打設個所を明記した施工図面と「**床面工事申請書**」〈No.11〉に必要事項をご入力の上、**9月6日(金)**までに株式会社フジヤ宛にご提出ください。また、施工に関しては以下の内容を遵守してください。

床面工事作業

- ① 使用できるアンカーボルトは、長さ80mm以下のホールインアンカーのみとします。
- ② コンクリート釘、ドライピットの使用は禁止いたします。
- ③ ピット蓋部分およびピット内への打設は禁止します。また、ピットの端より200mm以上離して打設してください。違反した場合は、別途補修費をお支払いいただくことになりますのでご注意ください。
- ④ ブース内のピットの位置を記載したピット図面をご希望の場合は、(株)フジヤ宛にお問い合わせください。
- ⑤ トラス等の構造柱の転倒防止のため、床への固定に際してはアンカーボルトを1箇所につき4本以上、打設してください。
- ⑥ 施工当日は、作業前に必ず施工カウンターにて、実際の打ち込み本数をご連絡ください。
※ブース設計上アンカーボルトを必要としない場合は、[施工カウンター](#)でキャンセルをお申し出ください。

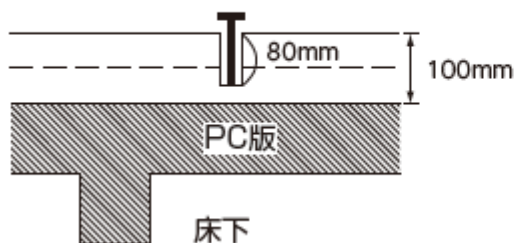
原状回復(復旧)

床面工事は会期終了後、原状へ完全復旧してください。

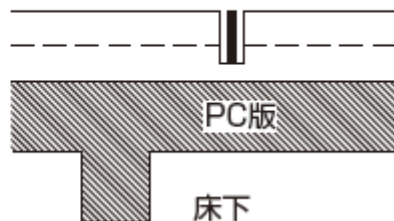
原状復旧は、頭部が床面より出ている場合は水平面までサンダーで切断し床面に突起物が残らないようにしてください。ハンマーによる打ち込みやガス熔断、引き抜きはできません。

原状回復が十分でない場合、あるいは搬出・撤去時間内に回復されておらず、やむなく事務局が作業を代行した場合、原状回復に要した一切の費用は出展者の負担になります。事務局(株式会社フジヤ)より別途補修費をご請求いたします。

【ホールインアンカーの使用】



【原状回復】



床面復旧協力費

太さに関係なく一律で打設1本につき、1,100円(消費税込)を床面復旧協力費として株式会社フジヤより会期後にご請求いたします。

4. 展示装飾用資材の防災規定／アドバルーン

展示装飾用資材の防災規定

法令・条例等により、展示会場内において使用する装飾用資材には下記のように一定基準以上の防災処理と設備が定められています。装飾資材調達の際に特にご注意ください。

今回も消防署による査察が厳重に行われ、下記法令に違反または施工状態が不完全な場合には該当品の撤去・改修などが求められます。特に、ベニヤ板が防災合板か否か、ストックルームの裏側までチェックされます。また、カーペット・のぼり旗・幕類の防災表示等も徹底して確認されますので十分ご注意ください。

展示装飾用合版 ベニヤ・プリントベニヤ等	ベニヤ・プリントベニヤ等基材になる合板は、厚さに関係なく <u>すべて加工による防災処理済の防災合板を使用してください。</u> 吹付加工のものは許可されません。 装飾品・受付カウンターなどに使用する合板も同様です。 <u>防災合板を使用しないと消防署の査察の際、撤去や改修が指示されますので厳守してください。</u>
カーペット・カーテン・幕旗・類 造花・布・紙その他可燃物	<u>カーペット・カーテン・旗(のぼり旗含む)・紙(ポスター)・幕類・造花・布・等可燃性のものは工場加工した防災性能のあるものを使用してください。</u> またこれらの物品 にはそれぞれ1点ずつに <u>防災表示(防災ラベル)</u> をつけなければなりません。
ウレタン・アセテート・ポリエス テル・アクリル・ナイロン等	ウレタン、アセテート、ポリエステル、アクリル、ナイロン等は 防災性能を与えることが困難なため使用できません。

【注】

- 火気を使用する工事は必ず消火器を設置して行ってください。
- 海外からの持込対象品は事前に日本国内で鑑定・検査を受けその証明書類を添付してください。
- 展示会場内でのぼり旗を使用される場合は下記のいずれかの方法で行ってください。
 - ① 防災処理を施し防災表示をする
 - ② 壁等に全面密着させる

防災表示制度による「防災ラベル」は以下の通りです。

・ 防災ラベル合板



・ 防災ラベルカーペット



・ 布防災ラベル



アドバルーン

- ① アドバルーン等の浮遊物はブースの高さ規格内(D-11参照)で設置が可能です。
- ② 使用するガスはヘリウムガス以外すべて禁止となります。また、ガスボンベは原則として会場内には保管できません。

(株)フジヤ 玉川・井上

〒135-0061 東京都江東区豊洲5-6-36 豊洲プライムスクエア3F

TEL : (03)-3532-8057

E-mail : ceatec@fujiya-net.co.jp

電気供給申し込み

ブース内で電気を使用する場合は、「**電気供給工事申込書**」〈No.3〉に必要事項をご入力の上、**9月13日(金)**までに飯田電機工業株式会社宛にお申し込みください。また、コンプレッサーを使用する場合は必ず馬力を記入し、設置の際は他の出展者の迷惑にならないよう防音対策を施してください。

この情報を基に事務局ではブレーカー(開閉器)を設置いたします。会場での変更はお受けできない場合がございますので、正確にご記入ください。なお、申込容量の端数は切り上げといたしますので(例1.4kW=2kW)1kW単位でお申し込みください。

パッケージディスプレイを申し込んだ場合は、電気供給工事申込書、**装飾会社登録書**は担当施工会社より提出されますので出展者から提出する必要はありません。

電気供給工事(一次側幹線工事)

事務局では上記の申し込みに基づき下記料金にて各ブースへの電気供給工事をいたします。工事は各電圧ごとにブレーカー(開閉器)を1個、ブース内の希望位置へ設置いたします。

※ブレーカー(開閉器)を装飾資材などで密閉する事は、事故防止のために行わないでください。

幹線工事費及び電気使用料金のお支払いについて

一次側幹線工事費及び電気使用料金は、本展開催終了後、飯田電機工業株式会社よりご請求致します。内容をご確認のうえ、直接お支払ください。また、海外出展者や料金が少額の場合は飯田電機工業株式会社が会期中に出展ブースに伺います。会期中に現金もしくはクレジットカードでお支払い頂く事も可能です。

電気料

一次側幹線工事費及び電気使用料を申込容量によりご負担いただきます。1kWにつき13,200円(消費税込)

ブース内の電気工事

事務局が設置したブレーカー(開閉器)からの電気工事(ブース内の分電盤、電灯、蛍光灯、コンセントなど)は全て出展者で行ってください。なお、会期中におけるブース内での出展物による事故防止のため、技術者を常駐させるなどの対策を施してください。

また、ブース内の分電盤には必ず漏電ブレーカーを取り付けてください。

ブースへの送電

- ① 送電開始 10月13日(日)14:00～ ※ただし、周囲のブースの作業進行状態等により送電が遅れることもございます。
- ② 送電停止 10月18日(金)17:30～

その他注意点

- ① 保護措置
電源異常および事故による停電、電圧降下などの原因で出展物を損傷した場合、事務局はその責任を負いません。また、定電圧(ブース内では100V±5%を設定します)、定周波数でなければ実演できない出展物には、事前に出展者において必要な保護設備(安定化電源装置等)を施してください。
- ② 電気工事士免状
電気工事を行う作業者は、作業中必ず電気工事士法に基づく免状を携帯してください。万一、無免許または免状を携帯せずに工事を行っている場合は、作業を中止していただきます。
- ③ 電気技術の遵守
ブース内電気工事は、電気技術基準(内線規定)に従って施工してください。

飯田電機工業株式会社 担当：鹿野、内館

〒136-0082 東京都江東区新木場1-8-21

TEL: (03)3521-3522 FAX: (03)3521-3699 E-mail: ceatec2024@iidae.co.jp

グリーン電力証書を使って100%再エネブースを実現しませんか？

出展における使用電力に再生可能エネルギーを利用しませんか？

グリーン電力証書をご購入いただくことで、貴社展示ブースが環境に配慮した優しい展示スペースに変わります！

グリーン電力証書の詳しい内容はこちら→<https://green.natural-e.co.jp/ceatec>

購入したグリーン電力証書は全国にある再エネ発電施設の維持・拡大などに利用されます。

グリーン電力証書やグリーンパワーマークを利用して、再生可能エネルギーの利用による環境保護やCO2削減についてのお取組みをPRしませんか？

今回「CEATEC 2024特別企画」としてグリーン電力証書に加えて、そのままブースに貼れるステッカーを無償でご提供いたします。ぜひご利用ください。



<グリーン電力証書見本>



<ステッカーA3・A4 イメージ>



<証書とステッカーを利用したブースの例>

お申込みに必要なのは電力量だけ！！

こちらからオンラインでお申込みください。

<https://green.natural-e.co.jp/ceatec>



Powered by 日本自然エネルギー株式会社



CEATEC®
TOWARD SOCIETY 5.0

2024

※ご契約はグリーン電力発行事業者である日本自然エネルギー株式会社との契約になります。

ご契約および料金について

契約期間

搬入開始日からCEATEC終了まで。

契約量

500kWhから100kWh単位

単価

1kWhあたり3.5円(税抜)

利用料金の算出方法

電気使用量(kW)×使用時間(h)

留意事項

ステッカーをご希望される場合は9月30日までに申込みをお願いします。

<算出例>

電気使用量見込みが10kW、6ブースの場合

10kW×50h=500kWh
500kWh×3.5円=1,900円(税抜)

使用時間は以下を基準とします。

162㎡以下	50時間
180㎡以下	60時間

お申込みいただいたお客さまにはマークデータは無償でご提供しています。

お申込み後すぐにご利用できます。
このマークは自然エネルギーによるグリーン電力の利用を証するマークとして
日本自然エネルギー(株)が発行しています。

グリーンパワーマークは会場ブース以外でもご利用できます。
貴社のお取組み発信にご利用ください。



～グリーンエネルギー証書制度とは？～

「環境価値」を使って、地球にやさしい電気に変えること。

再生可能エネルギーが持つ環境にやさしい付加価値＝「環境価値」を証書という形に変えて、お客さまにお届けするシステムです。
お支払いいただく費用は証書発行事業者である日本自然エネルギー(株)を通じ、発電設備の維持、拡大などに利用されます。



日本自然エネルギー株式会社
〒141-0031
東京都品川区西五反田2-27-3 A-PLACE五反田2階
TEL: (03)5437-3561 FAX: (03)5437-3562
<http://www.natural-e.co.jp>

1. 禁止事項

即売の禁止

出版物、ソフトウェア製品を除く出展物の即売を禁止いたします。ただし、事務局で販売するノベルティグッズ、および即売に関して特別な規定を定めた企画エリアについてはこの限りではありません。

来場者の通路への滞留禁止

- ① ブース周囲の通路に来場者を多数滞留させることはできません。ステージ等を設置する場合は、ブース内に来場者を収容して見学できるようなブース設計を行ってください。
- ② ブースの規格外に出て、来場者の誘引、来場者に対するアンケート行為等、これに類する行為はできません。
- ③ ブース周囲の通路およびブースの裏側に出品物、装飾物、カタログ、備品、植木、梱包材等は置くことはできません。
- ④ 照明を通路や会場壁面または天井等へ投影する行為は禁止します。

このような行為を行った場合、事務局より改善要求をさせていただきます。改善されない場合は、出展を中止させていただく場合がございます。

スモークマシン使用の禁止

演出のためのスモークマシン(アルコール、オイル等の石油類を原料としたもの。または炭酸ガス、ドライアイス等を使用したもの)の使用を禁止いたします。

光線・照明

ブース外の通路や会場躯体にライト等を照射することはできません。

また、LEDなどの光力の強い器材をディスプレイやサインに使用する場合は、隣接する他社や来場者の迷惑にならないように、十分配慮して設置してください。

会場で問題が発生した場合、改善を要求する場合がありますので十分ご注意ください。

空冷式空調の使用禁止

会場内の温度上昇につながる廃熱放出を防止するため、空冷式空調の使用を禁止します。出展者は必ず水冷式空調を設置してください。ただし、出展製品の性質上または実演の演出上やむを得ない場合は、1馬力以下の壁掛け型空冷式空調(家庭用エアコン)のみ使用することができます。

その他

実演によって発生することが予想される以下のものについては、あらかじめ予防措置をとり、他の出展者ならびに来場者に迷惑をおよぼさないよう注意してください。

①熱気 / ②ガス / ③臭気 / ④振動

2. 天井照明

展示ホール内の会期中照明について

展示会場内の照明は300～375ルクス(1-6ホールは水銀灯全灯で450～500ルクスの照明を3/4使用、7、8ホールは照度450～500ルクスのLEDを75%で設定)となります。なお、場所や環境で照度が異なる場合があります。

会期中照明のテスト

会期中照明のテストを10月14日(月)8:00から17:00までとしますので、機材の調整をお願いします。

※会期中照明のテストは状況に応じて延長する場合があります。

3. 音量規制・著作権処理

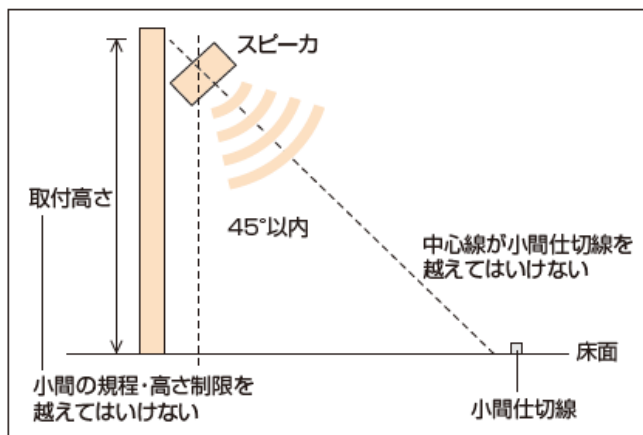
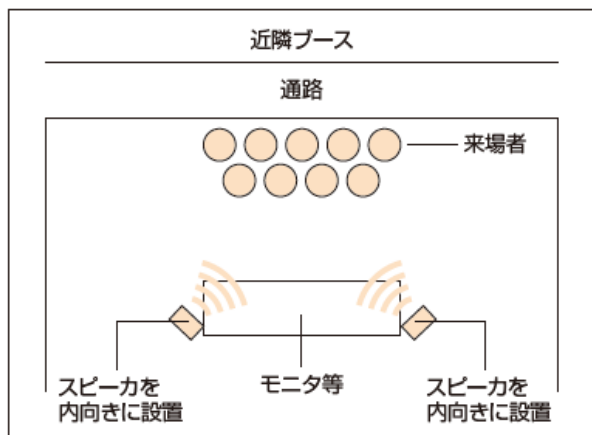
音量規制 **重要**

ブース内に音響設備などを設置する場合は近隣出展者と事前に話し合い、お互いの迷惑とならないよう音量の確認をしてください。

音響機器等を使用してプレゼンテーション等を行う場合は出来る限り時間を区切るようにし、近隣出展者と話し合い、プレゼンテーションマイク音量、並びに、時間の調整を行ってください。

緊急放送の際は速やかに音出しを中止してください。

- ① 音量の制限
80dB以下
- ② 音量測定
 - ・測定は原則として、ブースの境界線から2mの場所において測定した音量を規準とします。
 - ・測定器はJIS C 1509に準拠する騒音計を使用し、ピークでの測定値を基準とします。
 - ・会期中、会場事務局にて定期的に音量測定を行います。開催前日および会期中に自主的な音量測定を行ってください。音量測定器は会場事務局でもご用意いたしますので、必要な場合はお申し出ください。
- ③ 音量規制違反出展者への対応
事務局の音量測定により音量超過が認められた出展者又は周囲への著しい影響の有る重低音等を発する出展者には、改善勧告を行ない、出展者はこれに従わなければなりません。上記規定値内であっても、あきらかに耳障りな音を発し、隣接ブースや来場者より苦情が発生した場合も改善を要求いたします。改善されない出展者に対しては下記の罰則を適用します。
 - ・改善勧告が通算で3回目となった場合：翌開催日の午前中、音響設備の使用を禁止します。
- ④ 運用責任者の常駐
音響設備の運用責任者はブース内に常駐し、規程に従い音響設備が運用されるように常時管理してください。
- ⑤ スピーカの設置位置の制限
スピーカ等の拡声装置を、近隣ブースに対して正面に向けることを禁止します。必ず、通路に対して正面より内向きになるように設置してください。また、壁面や造作柱にスピーカを設置する場合は、スピーカの中心軸を下向きに45度以内とし、かつ自社のブース仕切線を越えないこととします。



著作権処理

展示・実演で音楽の演奏、オーディオ・ビデオの録音物を再生する場合は、著作権に対する処理が必要です。(自社で権利を持つもので、すでに別途権利処理済みのものは不要)処理方法は、権利者が権利行使に関する事項を委託している一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)にお問い合わせください。

なお、映像著作物につきましては、映像を制作した法人・団体へ直接お問い合わせください。

一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)
東京イベント・コンサート支部
〒105-0004 東京都港区新橋1-1-1 日比谷ビルディング 5F
TEL: 03-5157-1162 FAX: 03-3503-5552

4. 無線LANの使用について

近年、無線LANを使用したデモンストレーション等が多くなり、近隣ブースや来場者・出展者が個々で持ち込んだ通信機器(モバイルルータ等)が発する電波とのチャンネル・SSID等の重複に起因した通信障害が深刻な問題となっております。

事務局ではこの事態を鑑み、会場内で無線LANを使用いただく場合、「[E-3 2 インターネット接続](#)」をご覧ください「[インターネット接続申込書](#)」<No.22>にてお申し込みください。

会場内では、多数の出展者各位による電波使用が予想されます。特にUHF帯製品に関しては割当られるチャンネル数などの制限から、展示場内においてブース間で干渉する可能性があります。事務局としては、UHF帯を使用した展示・実演を予定されている出展者の把握とともに、干渉の程度が大きく、影響が無視できない場合に備え、実演時間ならびに使用チャンネルの変更をお願いする場合があります。

つきましては、UHF帯製品の展示・実演をご予定されている場合は、「**UHF帯RFID製品の展示・実演申請書**」〈No.12〉に必要事項をご入力の際は、ブース平面図にR/Wの設置位置および方向をご記入いただき、**9月6日(金)**までに株式会社フジヤ宛にお申し込みください。

対象出展者

UHF帯(900MHz)のリーダライタ(R/W)を展示・実演で使用する場合

UHFを使用したRFIDの実演に関するご注意

他社ブースに著しく影響を及ぼしている場合などは実演を制限あるいは中止していただく場合があります。

実演する出展者が多い場合は実演時間の調整をさせていただく場合があります。

事務局への届け出がない場合は実演出来ません。

消防法により展示場内において次の行為は禁止されております。

- (1) 喫煙
- (2) 裸火の使用(火花を発生させる装置、露出した電熱器などを含む)
- (3) 石油液化ガス等の可燃性ガスの持ち込み
- (4) 危険物(ガソリン、灯油、マシン油、重油等)の持ち込み
- (5) 危険物品(火薬類、多量のマッチ・多量の使い捨てライター等)の持ち込み

禁止行為の解除

上記の行為のうち、喫煙以外は出展物の実演等のため、必要最小量に限り一定の条件のもと所轄消防署の許可を受けて会場内に持ち込むことができます。禁止行為の解除を希望する出展者は「**危険物品申請書**」(No.13)に必要事項をご入力の上、詳細資料を添付し、**9月6日(金)**までに株式会社フジヤ宛にお申し込みください。事務局である一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会より消防署に一括申請し、承認を受けたもののみ会場内に持ち込むことができます。

車両展示について

車両等の展示を行う場合は、車両タンクに必要最少限度の燃料が入った状態で設置してください。
また、会場内では車両のエンジンをかけることはできません。

喫煙

展示会場は所定の喫煙所をのぞいて全面禁煙となります。

裸火の使用

裸火を使用する場合は次の項目を厳守してください。

- (1) 設備の規模は必要最小限度とし同一機種は1個としてください。
- (2) 裸火使用箇所の周囲は不燃材で保護してください。
- (3) 周囲の状況、防火設備の管理は万全を期してください。
- (4) 消火器(10型以上)1本以上を必要に応じて設置してください。
- (5) 取り扱い責任者を定め火気管理と、容易に停止できる措置を講じてください。
- (6) 裸火使用の位置は避難口、危険物その他易燃性の可燃物から水平距離5m以上離れた場所に限定されます。

石油液化ガス、高圧ガスの使用

高圧ガス(酸素、水素、窒素、炭酸ガス、アルゴンガス等)を使用する場合は、次の項目を厳守してください。

- (1) 設置完了後、気密検査を行ない必要に応じて火気厳禁の表示をしてください。
- (2) 高圧ガスはできるだけ低圧に切り替えて使用し、ポンベの取り扱いには注意してください。可燃性ガスポンベ(カートリッジ式を除く)は会場内に持ち込むことはできません。
- (3) ガス漏れを防止するため連結部は完全な器具を使用するとともに、ガス漏れ警報器等により絶えずガス漏れに注意してください。

危険物品の持ち込み

危険物品を持ち込む場合は、下記の項目を厳守してください。

- (1) 危険物品の持込量は必要最小を限度としてください。
- (2) 開催時間中には補給しないでください。
- (3) 危険物使用場所の防火設備、使用時の危険防止に努めてください。
- (4) 危険物は避難口から6m以上、その他の危険物品は避難口から3m以上離れた場所に限定されます。

- (5) 消火器(10型以上)1本以上を必要に応じて設置してください。
- (6) 火気使用場所から水平距離5m以上離れた場所としてください。
- (7) 危険物品取扱の責任者を定め安全管理に努めてください。

2. 景品等の配布に関するガイドライン

出展者が来場者に対して配布する景品については、消費者庁にて提供方法別に、景品の最高額や総額が規制されています。下記をご参考いただき、景品を配布する場合、「不当景品類及び不当表示防止法」(以下、景品表示法)に基づき実施してください。

景品類の定義

一般に、景品とは、粗品、おまけ、賞品等を指すと考えられますが、景品表示法上の「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品・サービスの取引に付随して提供する物品、金銭その他の経済上の利益であり、景品類に該当する場合は、景品表示法に基づく景品規制が適用されます。

景品類の限度額

景品表示法に基づく景品規制は、(1)一般懸賞に関するもの、(2)共同懸賞に関するもの、(3)総付景品に関するものがあり、それぞれ、提供できる景品類の限度額等が定められています。限度額を超える過大な景品類の提供を行った場合などは、消費者庁長官は、当該提供を行った事業者に対し、景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができます。

(1) 一般懸賞

一般に、景品とは、粗品、おまけ、賞品等を指すと考えられますが、景品表示法上の商品・サービスの利用者に対し、くじ等の偶然性、特定行為の優劣等によって景品類を提供することを「懸賞」といい、共同懸賞以外のものは、「一般懸賞」と呼ばれています。

例)

- ※ 展示会場内のブースにて、抽選会、じゃんけん等を行い提供
- ※ パズル、クイズ等の回答の正誤により提供
- ※ 競技、遊戯等の優劣により提供 など

一般懸賞における景品類の限度額は、下表のとおりです。

懸賞による取引価額	景品類限度額	
	最高額	総額
5,000円未満	取引価額の20倍	懸賞に係る売上予定総額の2%
5,000円以上	10万円	

CEATEC 2024 では、出展者が一般懸賞を行う場合の景品類限度額については、展示会入場料は無料であるものの、2018年までの展示会入場料が1,000円であった経緯もふまえて、広告宣伝効果を考慮した取引価額の目安を1,000円とみなし、景品類の最高額を、その20倍である「2万円相当」を上限とすることにしております。

(2) 総付景品

一般消費者に対し、「懸賞」によらずに提供される景品類は、一般に「総付景品(そうづけけいひん)」、「ベタ付け景品」等と呼ばれており、具体的には、商品・サービスの利用者や来店者に対してもれなく提供する金品等がこれに当たります。商品・サービスの購入の申し込み順又は来店の先着順により提供される金品等も総付景品に該当します。

総付景品の限度額は、下表のとおりです。

総付景品の限度額	
取引価額	景品類の最高額
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引価額の10分の2

CEATEC 2024では、出展者が総付景品を配布する場合の景品類限度額は、展示会入場料は無料であるものの、2018年までの展示会入場料が1,000円であった経緯もふまえて、広告宣伝効果を考慮した取引価額の目安を1,000円とみなし、景品類の最高額を、「200円相当」を上限とすることにしております。

※ただし、見本その他宣伝用の物品又はサービスや、自己が供給する商品等の割引券など、正常な商慣習に照らして適当と認められるものは、景品類に該当する場合であっても、総付景品の規制の対象とはならず、配布することが可能です。

例)

- ※ 出展者が取り扱う商品の見本、試供品を配布する場合
- ※ 出展者の社名を広告するために作成した、社名入りのボールペン、カレンダーなどを配布する場合
- ※ 自社製品の割引券を配布する場合

(3) オープン懸賞

他方、新聞、テレビ、雑誌、ウェブサイト等で企画内容を広く告知し、商品・サービスの購入や来店を条件とせず、郵便はがき、ファクシミリ、ウェブサイト、電子メール等で申し込むことができ、抽選で金品等が提供される企画には、景品規制は適用されません。このような企画は、一般に「オープン懸賞」と呼ばれています。

以上の内容は、CEATEC実行委員会が、景品表示法について専門家に確認したうえで記載するものですが、消費者庁の指導等により、今後、記載内容を見直す場合があります。なお、景品表示法の詳細については消費者庁ウェブサイト 景品表示法ページ (https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/) をご参照ください。

製品展示・実演について

事務局である一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会(以下事務局)は会場の管理、保全、秩序の維持ならびに来場者の安全に万全を期しますが、これらに支障をきたすと判断した実演については、出展者に対し必要な対策をお願いし、実演の制限または中止を求めることがあります。出展者の実演により万一事故が発生した場合、事務局は責任を負いません。該当出展者は直ちに必要な措置をとるとともに事務局まで連絡してください。

飲食品の取り扱い

飲食品の提供について

- (1) 提供は必ずブース内で行ってください。通路、共有スペースなど自社ブース外での提供は禁止します。
- (2) 提供する飲食品には適切な品質管理を行ってください。
- (3) 飲食品は包装・容器を開封せずに提供(配布)することを推奨いたします。
- (4) 上記(3)以外の方法で飲食品を提供する場合には、必要となる措置および設備・備品等の詳細について、必ず下記の保健所へ確認してください。

千葉市保健所 食品安全課 食品指導係

〒261-8755 千葉県千葉市美浜区幸町1-3-9 TEL: (043)238-9934(直通) FAX: (043)238-9936

衛生面での食中毒等の事故および試飲・試食に伴うけが・トラブルなどに関して、事務局では一切の責任を負いません。出展者の責任において実施いただくとともに、必要な設備・措置を講じてください。

不可抗力による開催中止・短縮

- (1) 地震・台風・火災等の天災、感染症、テロ、第三者からの指示・命令、その他不可抗力(以下、これらを「不可抗力」といいます)により展示会開催が著しく困難となった場合、主催者は開催前または開催期間中であっても、開催中止または開催期日・開催時間の短縮等を行うことがあります。その場合、主催者が上記の決定を行った後、速やかに出展者に通知し合わせてホームページ等を通じ公表することとします。なお、この決定および実行により被る出展者の損害については、主催者、実行委員会および当協会は一切の責任を負わないものとします。
- (2) 開催日初日より前に、不可抗力により全日程が開催中止となった場合、当協会は弁済すべき必要経費を差し引いた出展料の残額を出展者に返却します。
- (3) 開催日初日以降に、不可抗力により、開催期日・開催時間を短縮した場合、また、開催を中止した場合については、出展料は返却しません。
- (4) 不可抗力による開催中止または短縮のため出展者が要した費用等については補償しません。

会場での呼び出し放送について

事務局では10月14日(月)13:00~17:00、10月15日(火)~10月18日(金)10:00~17:00の間、呼び出し放送は一切いたしません。